



労政ニュース

編集・発行 東大阪市荒本北1丁目1番1号 東大阪市役所 都市魅力産業スポーツ部
労働雇用政策室 TEL 06-4309-3178 FAX 06-4309-3846

会社・お店の
＜福利厚生＞は
『ゆとりと共済』に
ゆとりと共済事務局
TEL 06-4309-2315

事業主のみなさまへ

1 令和6年4月1日から 障害者差別解消法が変わります！

合理的配慮の提供が義務化されます！

◆「障害者差別解消法」ってどんな法律？

我が国では、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会(共生社会)を実現することを目指しています。「障害者差別解消法(平成28年4月施行)」では、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障害のある人から申し出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めることを通じて「共生社会」を実現しようとしています。

●令和6年4月1日に「改正障害者差別解消法」が施行され、事業者※による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務になります。 ※個人事業主やボランティア活動をするグループなども含みます。

改正後

	行政機関等	事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務 ⇒ 義務

◆「合理的配慮」の提供とは？

「合理的配慮の提供」とは、障害のある人から「社会の中にあるバリア(障壁)を取り除くために何らかの対応が必要」との意思が伝えられたときに、行政機関等や事業者が、負担が重すぎない範囲で必要かつ合理的な対応を行うことです。「合理的配慮の提供」は、これまで行政機関等は義務、事業者は努力義務とされていましたが、改正法により、令和6年4月1日から事業者も義務化されることとなります。

知る

障害者の差別解消に向けた 理解促進ポータルサイト



「障害者差別解消法」により定められている事項について理解していただくためのサイトです。事例動画などで分かりやすく説明しています。



調べる

障害者差別解消に関する 事例データベース

「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の提供」などについて、行政機関や事業者等の相談窓口寄せられた具体例を、障害種別などに応じて検索できます。



障害者白書



障害者白書 (毎年刊行)

政府が講じた各分野の障害者施策や取組について紹介しています。

障害者白書

検索



☆☆改正障害者差別解消法に関する 問合せ先☆☆

福祉部障害者支援室障害施策推進課 Mail : shogaishisaku@city.higashiosaka.lg.jp

電話 : 06-4309-3183 FAX : 06-4309-3815

攻めの採用手法で定着率アップ！～いま流行りの採用手法とは？～

「売り手市場」の様相が続く採用市場では、働き方の多様化が進み、人材の採用は一層困難を極めています。苦勞して採用したにも関わらず、人材が定着しないことも課題に挙げられており、ただ人材を採用できるだけでなく、定着率アップに繋がる採用手法も求められています。本セミナーでは、今トレンドの定着率アップに繋がる攻めの採用手法とそのメリット・デメリットについて解説します。

【日時】 令和6年2月6日(火) 14:00～16:00 【参加費】 無 料

【場所】 東大阪商工会議所 本所 本館4階大会議室(東大阪市永和2-1-1)

【講師】 (株)マイナビ 就職情報事業本部 営業推進統括部 地域人材支援担当/統括部長 中森 博也 氏

◆講師プロフィール◆
 2003年(株)毎日コミュニケーションズ(現:マイナビ)入社。その後、名古屋、東京、大阪、埼玉/栃木/群馬、奈良/堺を経て、2019年 現部署へ異動。人気企業ランキング1位の大手企業から、従業員数10名の町工場まで延べ300社以上の採用に関わっている。

- 【内容】
- 1) 採用市場の全体動向
 - 2) 中小企業で取組める採用手法とは？
 - ◆ダイレクトリクルーティングとは？◆リファラル採用とは？
 - ◆人材紹介型採用とは？◆他社成功事例
 - 3) 定着する人材を見極めるための採用基準の作り方
 - 4) まとめ



【定員】 30人 (定員になり次第締め切ります)

☆ ★ ☆ 申込み・問合せ先 ☆ ★ ☆

東大阪商工会議所 企画調査部 FAX 06-6725-3611 TEL 06-6722-1151

《 企業採用担当者向けセミナー 参加申込書 》

事業所名		所在地	(〒 -)
ご担当者氏名		役職	
TEL		FAX	
e-mail		@	

・ご記入頂いた情報は主催者からの連絡・情報提供のため、利用することがあります。

最低賃金の件名	時間額(発行年月日)	適用の範囲
大阪府最低賃金	1,064円 (令和5年10月1日)	大阪府内の事業場で働くすべての労働者とその使用者
特定最低賃金件名	時間額(発行年月日)	適用が除外される方
塗料製造業	1,070円 (令和5年10月1日)	次の業務に主として従事する方 (1)18歳未満又は65歳以上の方 (2)雇入れ後3月未満の技能習得中の方 (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する方
鉄鋼業	1,066円 (令和5年12月1日)	
はん用・生産用・業務用機械器具製造業、暖房装置・配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	1,070円 (令和5年12月1日)	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具・情報通信機械器具製造業	1,068円 (令和5年12月1日)	
自動車・同付属品製造業	1,068円 (令和5年12月1日)	
非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	1,064円	
自動車小売業	大阪府最低賃金を適用 (令和5年10月1日)	備考 (注)地域別最低賃金と特定賃金の両方の適用を受け る場合には、高いほうの最低賃金が適用されます。

最低賃金に関する特設サイトはこちら <https://pc.saiteichingin.info/>

★☆☆最低賃金に関する 問合せ先☆☆★

大阪労働局労働基準部賃金課 TEL 06-6949-6502
東大阪労働基準監督署 TEL 06-7713-2025



4 ぜひお申し込みを！参加費無料★☆☆

開催のご案内

連続労務管理セミナー

受付中

～身近な『労務管理上の諸問題』に対処いただくために～

東大阪労働基準協会、社会保険労務士会大阪東支部、東大阪労働基準監督署、東大阪市主催によるセミナーを実施します。『実務に役立つセミナー』として、多方面の情報をお伝えしたいと考えておりますので、人事・労務・総務担当のみなさん、ご興味のある日程でお申し込み・ご参加ください。

日時	令和6年2月6日(火)・13日(火)・20日(火) 参加費無料！
会場	クリエイション・コア東大阪南館 3階(東大阪市荒本北1-4-1) <small>※専用駐車場なし。近隣の有料駐車場をご利用ください。</small>

◆第1日 令和6年2月6日(火)13時15分～16時40分

時限	講義内容	講師
13:15	ごあいさつ	東大阪労働基準協会、社会保険労務士会大阪東支部 東大阪労働基準監督署
①13:30～15:00	改正育児・介護休業法・同一労働同一賃金について	大阪労働局雇用環境・均等部指導課 担当官
②15:10～16:40	産業雇用安定センターの業務と活動状況 育児休業給付金の概要について	公益財団法人 産業雇用安定センター大阪事務所 布施公共職業安定所 適用係 担当官

◆第2日 令和6年2月13日(火)13時30分～16時40分

①13:30～15:00	第14次労働災害防止計画の概要 労働安全衛生法に基づく新たな化学物質規制について	東大阪労働基準監督署 安全衛生課 担当官
②15:10～16:40	労務管理の最新トピックス	大阪府社会保険労務士会大阪東支部

◆第3日 令和6年2月20日(火)13時30分～16時40分

①13:30～15:00	中小企業事業主のために産業医ができること 産業医活用セミナー	大阪産業保健総合支援センター相談員
②15:10～16:40	よく問い合わせのある事例について	東大阪労働基準監督署 担当官

●申込・問合せ：(一社)東大阪労働基準協会 FAX 06-6723-3451 TEL 06-6723-3450
Mail : info@higashiosaka-rouki-kyoukai.or.jp

【 申 込 書 】

事業所名	TEL	
申込み担当部署および担当者氏名	担当者:FAX 又はメールアドレス	
◆第1日 参加者氏名	◆第2日 参加者氏名	◆第3日 加者氏名

※感染症拡大などやむを得ない事情により、セミナーを変更・中止する場合は、申込担当者へ FAX 又はメールでご連絡します。